

海外出向者の所得税について

海外で事業を行うために日本人社員を出向させる場合に、出向者の給与の一部を出向元の法人で負担するケースが多いと思います。

その理由としては、日本における社会保険料の支払いや、留守宅手当、また日本からの出向者に見合う報酬を出向先の現地法人の経営状態から支払うことが出来ないといったことが考えられます。

それでは、海外へ出向した社員が日本の出向元法人より支給される給与に対する課税はどうなるのでしょうか？

日本の税法上1年以上の予定で日本を離れる者については、日本非居住者として扱われます。

日本非居住者については、日本国内源泉所得（日本の国内で発生した所得）のみが、課税対象とされます。そのため海外で勤務する報酬として日本の出向元が支払った給与については日本では課税されません。

他方、ほとんどの国では、その国で働いたことによる報酬に対しては、その支払者がどこの国にある法人（個人）であろうと、働いた国で課税されます。すなわち所得を生む行為が行われた場所（源泉地）で課税することになります。なお日本法人の役員については、日本非居住の場合であっても日本法人の役員として受け取る報酬に関しては、20.42%での源泉徴収が必要となります。役員は従業員と異なり、現場で作業をする立場ではなく、仕事をした場所と報酬との関係は必ずしも明確ではありません。そのため物理的な勤務地に関

係なく、日本で支給された役員報酬は、日本の国内源泉所得として扱うこととされています。（ただしこの役員が実態としては海外支店の常勤使用人である場合には、その実態に鑑み、源泉徴収は不要とされています。）

なお役員報酬に関する課税の取り扱いについても、多くの租税条約には規定があり、二重課税の防止が図られています。

次に出国後1年以内に帰国を予定する者は、税務上日本の居住者であり、全世界所得が課税対象となります。

そうすると出向先の国では、この出向者が滞在期間中に受け取る給与の全額について（出向元法人の支払額も含め）、現地で納税する必要があるのに対し、日本側でも課税対象となり、二重課税の問題が発生します。

その場合外国税額控除を利用し、海外で納税した税額を、日本で申告の際に、納税額より控除することになります。

ただし6か月未満の出向など、年間滞在期間が半年未満のケースについては、日本と租税条約を結ぶ多くの国との間では、183日ルールというものがああり、出向先で負担しない給与については、出向先の国では課税されない規定になっている例が一般的です。このケースに該当すれば、日本の出向元法人の負担した給与は、日本では課税されますが、出向先の国では課税されないこととなります。

出向期間別、日本側支払給与の課税

183日未満	183日以上1年未満	1年以上（日本非居住者）
日本課税	日本課税	日本非課税
海外非課税（租税条約による） 海外課税（租税条約無し）	海外課税	海外課税



(原 高明)